

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律

(平成一五年六月一八日法律第八四号)

一、提案理由(平成一五年三月二七日・参議院総務委員会)

国務大臣(片山虎之助君) 消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、大規模又は特殊な災害に対処するため、緊急消防援助隊について、消防庁長官による出動の指示、国の財政措置等に係る規定を整備するとともに、都道府県の航空消防隊による市町村の消防の支援、国による主体的な火災原因調査の実施その他の消防に関する体制を整備し、あわせて、消防用設備等に係る技術基準に性能規定を導入するための所要の規定を整備する等の改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、大規模又は特殊な災害時における全国的観点からの緊急対応体制の充実強化として、緊急消防援助隊について法定し、その編成及び施設の整備等の基本的な事項に係る計画の策定、登録及び地方公共団体に対する協力要請の手續等を定めるとともに、消防庁長官による出動の指示を創設するほか、国の財政措置等を規定することとしております。

第二に、都道府県による航空機を使用した市町村の消防の支援のための消火・救急・救助業務の導入、消防庁長官が特に必要と認める場合の主体的な火災原因調査の実施その他の消防に関する体制の整備を図ることとしております。

第三に、消防用設備等の技術基準について性能規定の導入のための規定整備を図るとともに、一定の性能を有する特殊消防用設備等の認定制度を設け、あわせて指定検定機関制度に代えて登録検定機関制度を導入することとしております。

第四に、地方分権推進の趣旨等にかんがみ、常備消防の設置及び救急業務の実施に係る政令指定制度の廃止の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、参議院総務委員長報告(平成一五年四月二日)

山崎力君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大規模又は特殊な災害に対処するため、緊急消防援助隊について、その編成、消防庁長官による出動の指示、国の財政措置等に係る規定を整備するとともに、都道府県の航空消防隊による市町村の消防の支援、国による主体的な火災原因調査の実施その他の消防に関する体制を整備するものであります。あわせて、本法律案は、消防用設備等に係る技術基準に性能規定を導入するための所要の規定の整備等を行うものであります。

委員会におきましては、緊急消防援助隊に関する国の役割分担の在り方、自主防災組

織の教育訓練の内容、指定検定機関制度から登録検定機関制度に移行する理由等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して五項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年四月一日）

政府は、災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護という消防目的を達成する観点から、左記の事項について措置すべきである。

一、緊急消防援助隊の運用に当たっては、大規模災害等の発生時における人命救助活動等の重要性を踏まえ、市町村消防の原則を尊重しつつ、隊員の技術向上・部隊間の連携強化等が図られるよう、地方公共団体に対し助言及び支援を行うとともに、合同訓練の充実を図るほか、出勤経費に対する国庫負担金の確保、資機材整備等のための国庫補助金の拡充強化など、国として万全の措置を講ずること。

二、大規模災害等の発生時における消防の応援等に係る特例の運用に当たっては、被災地における被害状況の迅速かつ的確な把握のため、財政措置を充実し情報通信システムの整備を早期に進めるとともに、市町村の自主性を尊重しつつ、関係地方公共団体の長等との緊密な連携を図り、その意向を十分に踏まえ、適切な措置を講ずるよう、今後とも配慮すること。

三、大規模災害等の発生時において、消防団・自主防災組織等の果たす役割が重要であることにかんがみ、その活動の活性化、充実・強化が図られるよう、消防団員の処遇改善、拠点施設・資機材等の整備などに対する財政措置を充実し、一層の支援、環境整備等を推進すること。

四、救急業務の実施に当たっては、救急医療体制の充実・強化を図り、人命の保護に遺憾なきよう万全を期するとともに、救急救助業務の実施体制を整備するため、財政措置を拡充すること。

五、消防用設備等に係る技術基準等に関する政省令等を制定するに当たっては、防火安全性が十分確保されるよう努めること。また、消防用設備等の性能の審査については、消防機関が相応の知識と能力を備えることができるよう、一定の技術支援、学術的な教育等を行うための体制を構築すること。

右決議する。

三、衆議院総務委員長報告（平成一五年六月一二日）

遠藤武彦君 ただいま議題となりました両案につきまして申し上げます。

まず、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、大規模または特殊な災害に対処するため、緊急消防援助隊の編成及び消防庁

長官による出動の指示等に係る規定を整備するとともに、消防用設備等に係る技術基準に性能規定を導入するための所要の規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月四日本委員会に付託され、翌五日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、十日質疑を行い、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

……………（略）……………

附帯決議（平成一五年六月一日）

政府は、災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護という消防目的を達成する観点から、左記の事項について措置すべきである。

- 一 緊急消防援助隊の運用に当たっては、大規模災害等の発生時における人命救助活動等の重要性を踏まえ、市町村消防の原則を尊重しつつ、隊員の技術向上・部隊間の連携強化等が図られるよう、地方公共団体に対し助言及び支援を行うとともに、合同訓練の充実を図るほか、出動経費に対する国庫負担金の確保、資機材整備等のための国庫補助金の拡充強化、国の体制整備など、国として万全の措置を講ずること。
- 二 大規模災害等の発生時における消防の応援等に係る特例の運用に当たっては、被災地における被害状況の迅速かつ的確な把握のため、財政措置を充実し情報通信システムの整備を早期に進めるとともに、市町村の自主性を尊重しつつ、関係地方公共団体の長等との緊密な連携を図り、その意向を十分に踏まえ、適切な措置を講ずるよう、今後とも配慮すること。
- 三 大規模災害等の発生時において、消防団・自主防災組織等の果たす役割が重要であることにかんがみ、その活動の活性化、充実・強化が図られるよう、消防団員の処遇改善、拠点施設・資機材等の整備などに対する財政措置を充実し、一層の支援、環境整備等を推進すること。
- 四 救急業務の実施に当たっては、搬送後の傷病者の容態等についての必要な情報提供が救急医療機関より消防機関になされるよう、両省の連携を緊密にすることを含め、救急医療体制の充実・強化を図り、人命の保護に遺漏なきよう万全を期するとともに、救急救助業務の実施体制を整備するため、財政措置を拡充すること。
- 五 消防用設備等に係る技術基準等に関する政省令等を制定するに当たっては、防火安全性が十分確保されるよう努めること。また、消防用設備等の性能の審査については、消防機関が相応の知識と能力を備えることができるよう、一定の技術支援、学術的な教育等を行うための体制を構築すること。